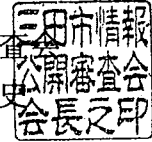


答申第28号  
令和8年1月19日

三田市長 田村 克也 様

三田市情報公開審査会  
会長 吉川 正史



公文書公開請求の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和7年9月17日付諮問第28号により諮問のありました下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

請求する公文書の件名又は内容

「市財政状況を10年分(2025年度～2034年度)で93億円の収支不足と発表しているが、11年目以降についても情報公開を求める。」

## 答 申

### 第1 審査会の結論

三田市長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人からなされた下記の公文書の三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公文書公開請求に対して、令和7年8月21日付三財第63号の2で行った公文書不存による非公開決定（以下「非公開決定」という。）は妥当である。

### 記

請求する公文書の件名又は内容

「市財政状況を10年分（2025年度～2034年度）で93億円の収支不足と発表しているが、11年目以降についても情報公開を求める。」

### 第2 審査請求の経緯

審査請求人が令和7年8月7日付で条例第5条の規定に基づき公文書の公開を請求したことに対し、実施機関が同年8月21日付三財第63号の2で非公開決定をしたところ、審査請求人が決定を不服として同年8月27日に審査請求したもの（以下「本件審査請求」という。）である。

### 第3 本件審査請求に関する公文書

本件審査請求において、特に関係のある公文書は以下のとおりである。

- (1) 令和7年2月策定「三田市財政収支見通し」（以下「令和7年財政収支見通し」という。）

令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間の収入と支出を推計したもの。この財政収支見通しにおいて、10年間で93億円の収支不足が見込まれるとされている。

- (2) 令和6年3月策定「三田市長期財政収支見通し」（以下「令和6年長期財政収支見通し」という。）

令和6年度から令和25年度までの20年間の収入と支出を推計したもの。

上記文書は、三田市において、将来にわたって安定的な財政運営を行うための基礎資料とするため、現在の財政状況や現時点で見込み得る人口推移及び大規模投資事業などを踏まえ策定したものである。

### 第4 審査請求人の主張

本件審査請求に係る審査請求人の主張は、令和7年8月27日付審査請求書、同年10月8日付「公文書非公開決定理由等説明書に対する意見書」（以下「意見書」という。）及び同年11月12日に実施した口頭意見陳述によると、その概要は以下のとおりである。

主張① 市長自ら「11年目以降は新病院整備に関わる更なる負担増がある」との趣旨の発言や「三田市未来への財政ロードマップ(案)市民意見交換会」における配布資料などがあることから、その裏付けとなる11年目以降の財政収支見通しの試算があるはずである。

主張② 令和6年長期財政収支見通しにおいて20年間分の長期財政見通しが公表されていることから、同様に令和7年財政収支見通しにおいても20年間分の収支見通しが試算されているはずであり、当該公文書は存在し得る。

主張③ 令和7年財政収支見通しの添付資料では、市民病院に対する20年間の一般会計負担額を記載していることから、令和7年財政収支見通しにおいても市財政全体の20年間分の収支見通しが試算されているはずである。

上記3点の主張に基づき、非公開決定を取り消し、令和7年財政収支見通し時における11年目以降の財政収支見通しを公開すべきとしている。

## 第5 実施機関の主張

本件審査請求に係る実施機関の主張は、令和7年10月3日付公文書非公開決定理由等説明書(以下「理由等説明書」という。)及び同年11月12日に実施した口頭意見陳述(後述)のとおりである。

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件審査請求について、審査請求人からの審査請求書、意見書及び口頭意見陳述並びに実施機関からの理由等説明書及び口頭意見陳述を踏まえ、審議した。

### 1 公文書の特定について

実施機関は、公文書公開請求書(以下「請求書」という。)の記載及び請求書受付時の総務課による審査請求人への聴取結果により、対象の公文書は、「令和7年財政収支見通し」の策定時における11年目以降の収支見通しであると特定した。

なお、審査請求人の口頭意見陳述においても、審査請求人が求める公文書は「令和6年長期財政収支見通し」ではなく、「令和7年財政収支見通し」の策定時における11年目以降の収支見通しを試算した文書であることを審査会として確認した。

### 2 審査請求人の主張に対する判断

#### (1) 主張①について

実施機関の説明によれば、市長自らの「11年目以降は新病院整備に関わる更なる負担増がある」との趣旨の発言や「三田市未来への財政ロードマップ(案)市民意見交換会」における配布資料の記載などについては、そのいずれもが令和7年財政収支見通しを根拠としているものであり、これはすでに公表、公開

されているものである。

また、審査請求人が主張するとおりの市長の発言があったとしても、当該発言は、令和7年財政収支見通しの範囲を出るものではないものであり、よって審査請求人の主張は理由がないから採用することができない。

## (2) 主張②について

審査請求人は、令和7年財政収支見通しについても前年度に20年間の財政見通しを試算しているのだから、20年間の試算がなされているはずと主張する。

実施機関の意見陳述によると、コロナ禍の令和2・3年度を除き、三田市では、令和4年度まで毎年10年間を期間とした中期財政見通しを作成、公表していたが、令和5年度（令和6年長期財政収支見通し）にかぎり、20年間を期間とした収支見通しを策定したとする。

この理由について実施機関に説明を求めたところ、従来、毎年、期間10年間の中期財政見通しを策定していたが、令和5年度については、議会の要望により、20年に試算期間を延長して、令和6年長期財政収支見通しを策定した。しかし、財政収支見通しは、長期になればなるほど確度や精度は低下することに加え、策定には相応の人的資源等の投入が必要になることから、令和7年財政収支見通しは10年に試算期間を戻して策定したとのことである。

実施機関の上記説明により、令和7年財政収支見通しに11年目以降の試算がなく、対象公文書の不存在を推定するに足る合理的な理由があると判断した。

## (3) 主張③について

令和7年財政収支見通しの6ページに添付されている「(参考)新病院整備にかかる今後の財政負担について」では、新病院整備にかかる三田市から新病院建設に対する財政負担（他会計支出金）について令和7年から26年までの20年間の推計がなされていることから、三田市の財政全体に関する11年目以降の収支見通しが存在するのではないかとの推測も生じるところであり、審査請求人もこの点を主張する。

上記、20年間にわたる病院に対する市一般会計負担額について、実施機関によると、三田市全体の財政収支見通しを試算せずとも、新病院建設に伴う起債に対する一般会計からの支出（他会計負担金）は一定の割合で決まっており、また、それに対する普通交付税措置額も算出できるとの説明であった。したがって、当該資料は、新病院単体の経営見通しの試算の中で算出できるものであり、当該資料が存在することを理由に、令和7年財政収支見通しにおける11年目以降の財政収支見通しが存在すると推定することができないと判断した。

## 4 結論

以上より、実施機関が公文書を保有しているとは認められないことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

【審議の経過】

諮問の受理	令和7年 9月17日
公文書非公開決定審査請求理由説明書の受理	令和7年10月 3日
公文書非公開決定審査請求理由説明書に対する 意見書の受理	令和7年10月 8日 (令和7年10月15日 補正)
第49回情報公開審査会 【内容】双方の口頭意見陳述、審議	令和7年11月12日
第50回情報公開審査会 【内容】審議	令和8年 1月 6日
答申年月日	令和8年 1月19日